障生第2152号

令和４年３月18日

指定障がい児通所支援事業者　代表者　様

大阪府福祉部障がい福祉室

　　生活基盤推進課長

**障がい児通所支援における**

**看護職員加配加算（主たる対象が重症心身障がい児の事業所）の届出について（通知）**

日頃から、本府の障がい福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、障がい児通所支援における看護職員加配加算については、各加算区分の対象となる医療的ケア児の医療的ケアスコアと前年度の延べ利用日数を用いて、当該年度の加算区分を判定することとされています。

つきましては、当該加算を届け出ている事業所（実績が１年未満の事業所は除く）は、下記及び別添をご確認のうえ、令和４年度の加算区分を判定し届出をお願いします。

※今後、国からの通知等により、本通知の掲載内容を変更し、提出書類の補正・差替え等を求める場合がございますので、予め、ご理解の程、宜しくお願い致します。

記

**１　届出を要する事業所**

　　　「看護職員加配加算（主たる対象が重症心身障がい児の事業所）」の体制を届け出ている

すべての事業所

**※加算区分の変更等がなくても届出が必要です。**

（令和３年度中の実績が１年未満（当該加算を取得してから１年未満）の事業所においては、

算定開始３月後に届出をお願いします。）

**２　提出期間**

**令和４年４月１日（金）～令和４年４月15日（金）**

**３　提出先・提出方法**

下記の届出専用アドレス宛てに、メールにてご提出ください。

生活基盤（届出専用アドレス） ： [**todoke27@gbox.pref.osaka.lg.jp**](mailto:todoke27@gbox.pref.osaka.lg.jp)

※メール件名には　【看護職員】(事業所番号・事業所名・サービス名)を記載してください。

**４　届出後の加算の適用開始**

令和４年４月のサービス提供分から適用します。（【２　提出期間】の届出分のみ）

今後、国からの通知等を踏まえ、取扱いを変更する場合がある旨、ご了承願います。

**５　判定方法**

○ 看護職員加配加算（Ⅰ）　【看護職員１名（常勤換算）分の加算】

「医療的ケア児の医療的ケアスコア」に前年度の出席率（延べ利用日数／開所日数）を

掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が**40** 点以上になること。

○ 看護職員加配加算（Ⅱ）　【看護職員２名（常勤換算）分の加算】

「医療的ケア児の医療的ケアスコア」に前年度の出席率（延べ利用日数／開所日数）を

掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が**72** 点以上になること。

**≪算定手順≫**

1. 各医療的ケア児の医療的ケアスコアを判定する。（下記★参照）

② 各医療的ケア児の前年度の延べ利用日数を算出する。

③　事業所の前年度の開所日数を算出する。

④　各医療的ケア児ひとり当たりの点数を算出する。（上記①　×　上記②　÷　上記③）

（例 ： 判定基準のスコア（①）「８点」　×　120日（②）　÷　２４０日（③） ＝ 「４点」）

⑤ 上記①～④を医療的ケア児全員分行い、その合計点数により加算を判定する。

　（※）前年度：令和３年４月１日～令和４年３月31日

* 「医療的ケア児の医療的ケアスコア」については、下記のどちらの判定基準でも可能です。

・令和３年度からの新判定基準（別紙１）

・令和２年度までの判定基準（令和３年度からの新判定基準で読み替えたもの（読み替え表））

※医師による新判定スコアの作成に時間を要する場合、令和４年６月末までの間は、事業所

が作成する従来の判定スコア（令和2年度までの判定基準）を、新判定スコア（別紙１）に

置き換えて判断することができます。

今後、国からの通知等を踏まえ、取扱いを変更する場合がある旨、ご了承願います。

**６　届出書類**

**≪必須書類（変更の有無に関わらず届出が必要です。）≫**

・看護職員加配加算に関する届出書（届出区分は一律「変更」）

・看護職員の配置状況

・障がい児通所給付費算定にかかる届出書兼体制状況一覧表（変更がある場合のみ）

各種様式は、下記≪府ホームページ≫からダウンロードしてください。

　　≪府ホームページ≫

　　（<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/r4nurse-additional.html>）